

鳥取瓦斯株式会社 小売供給約款 新旧対照表

現行の小売供給約款	備考	変更後の小売供給約款	摘要
<p>19. 使用量のお知らせ            当社は、18の規定により当社（導管部門）から使用量の通知を受けたときは、<u>速やかにその使用量をお客さまにお知らせいたします。</u></p> <p>22. 料金の算定及び申し受け</p> <p>27-1. 料金の口座振替</p> <p>28. 料金の払込み            お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社で作成した払込書により、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。            ①当社が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。）            ②当社の事業所等</p> <p>付 則            1. この小売約款の実施期日            この小売約款は、<u>2025年12月1日から実施します。ただし、料金に関する条件については、原則として、料金算定期間の初日が2025年12月1日以降であり、かつ2026年1月1日以降に発生する料金に、この小売約款を適用します。</u></p>	<p>変更            変更            変更            追加            追加            追加</p> <p>追加            追加            追加</p> <p>追加            追加            追加</p> <p>追加            追加            追加</p> <p>変更            削除            削除</p>	<p>19. 使用量のお知らせ  <u>(1) 当社は、18の規定により当社（導管部門）から使用量の通知を受けたときは、原則として、当社の運営する会員制サイト又は電子メール等でお客さまにその使用量をお知らせします。</u>  <u>(2) お客さまが希望される場合で当社が認めたときは、書面によりお知らせいたします。この場合、当社は、当社が別途定める場合を除き、実費相当額を、料金とあわせて申し受けます。</u></p> <p>22. 料金の算定及び申し受け  <u>一 請求書及び納品書（適格請求書） 一</u>  <u>(12) お客さまが請求書又は納品書（適格請求書）の通知を希望され、当社がその書面を発行したとき、当社が別途定める場合を除き、実費相当額を、料金とあわせて申し受けます。</u></p> <p>27-1. 料金の口座振替  <u>(5) お客さまが料金を口座振替の方法で支払われた場合で、書面による領収証の発行を希望され、当社がその領収証を発行したとき、当社が別途定める場合を除き、実費相当額を、料金とあわせて申し受けます。</u></p> <p>28. 料金の払込み  <u>(1) お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社で作成した払込書により、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。</u>            ①当社が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。）            ②当社の事業所等  <u>(2) お客さまが当社で作成した払込書により料金を支払われる場合、当社は、当社が別途定める場合を除き、当該払込書の発行に係る手数料等これに伴い要する費用に相当する金額を、料金とあわせて申し受けます。</u></p> <p>付 則            1. この小売約款の実施期日            この小売約款は、<u>2026年7月1日から実施します。</u></p>	